

青森県報

第三千八百四十八号

平成二十六年
五月二十八日
(水曜日)

目次

告 示

救急病院の廃止……………(医療業務課) ……一
登録販売者試験の施行……………(同) ……一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二
右 同……………(同) ……二
右 同……………(同) ……三
右 同……………(同) ……四
建設業者の許可の取消し……………(上北地域) ……五
……………(県民局) ……五

選挙管理委員会

病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び
保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホ
ム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正……………(事務局) ……五
青森県議会議員黒石市選挙区補欠選挙における選挙人名簿
の被登録資格の決定基準日、登録日及び縦覧期間……………(同) ……七

告 示

青森県告示第四百三十五号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことに

より、同医療機関は救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一
第一項に規定する救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示す
る。

平成二十六年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地
医療法人白生会胃腸病院	五所川原市字中平井町一四二の一

青森県告示第四百三十六号

平成二十六年登録販売者試験を次のとおり施行するので、薬事法施行規則（昭和三十
六年厚生省令第一号）第五百九条の四第二項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

平成二十六年八月二十七日（水）

2 場所

青森市大字横内字神田一一

青森中央学院大学

二 受験願書受付期間

平成二十六年六月二十四日（火）から同月三十日（月）まで。ただし、郵送によ
る場合は、書類が完備されているものに限り、同月三十日（月）までの消印のある
ものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療薬務課業務指導グループ
その他

四 受験願書用紙は、県内の各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）及び青森県健康福祉部医療薬務課業務指導グループで交付する。
試験については不明な点は、青森県健康福祉部医療薬務課業務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二八九）に問い合わせること。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニバース筒井店
青森市大字筒井字八ツ橋七三の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
成田勝雄
青森市桜川六丁目二二の四
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株 式 会 社 ユニバース 八 戸 市 大 字 長 苗 代 字 前 田 八 三 の 一 代 表 取 締 役 三 浦 絏 一
変 更 後	変 更 無 し
変 更 日	

株式会社ラグノオささき
弘前市大字百石町九
代表取締役 木村公保

変更無し

株式会社ドラッグユ
八戸市大字長苗代字前田八三の
一
代表取締役 三浦絏一

平成
二五・二六

四 届出年月日

平成二十六年五月九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十六年五月二十八日から同年九月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年九月二十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース沖館店

青森市沖館一丁目一の四四

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	変更無し	変 更 日
-------	--	-------	------	-------------

変 更 前	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変 更 後	変更無し	年 月 日
-------	--	-------	------	-------------

変 更 前	有限会社ビジュアル企画 八戸市南白山台三丁目一の二 取締役 小林喜一郎	変 更 後	変更無し	平 成 三 十 二 年 五 月 二 十 八 日
-------	---	-------	------	--

変 更 前	株式会社ドラッグユニ 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	変更無し	平 成 二 十 六 年 五 月 九 日
-------	---	-------	------	--

四 届出年月日

平成二十六年五月九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十六年五月二十八日から同年九月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年九月二十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース大野店

青森市西大野三丁目一の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変 更 日 月 年
				平成 二 〇 一 六

四 届出年月日

平成二十六年五月九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十六年五月二十八日から同年九月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年九月二十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

東青森駅構内商業施設

青森市大字田屋敷字増田一六の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

日本貨物鉄道株式会社

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三の八

代表取締役 田村修二

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変 更 日 月 年
				平成 二 〇 一 六

株式会社アサクラ 八戸市大字湊町字久保四四の六 代表取締役 浅倉満	三・八・三
有限会社アステイ むつ市柳町三丁目一三の六 代表取締役 飛嶋明	三・六・三

四 届出年月日

平成二十六年五月九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十六年五月二十八日から同年九月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年九月二十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社菱和建設

二 代表者の氏名 中村 光義

三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字貝塚家ノ前一の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第五〇〇一一九号

五 取消年月日 平成二十六年四月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

管事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十四号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一の表中

社団法人青森精神医学研究所 所附属浅虫温泉病院	大字浅虫字内野二七の二
社団法人慈恵会青い森病院	大字大谷字山ノ内一六の三

を

弘前脳卒中・リハビリテーションセンター	青森県立さわらび療育福祉センター	弘前脳卒中・リハビリテーションセンター	一般社団法人慈育会福土病院	社団法人慈育会福土病院	社会福祉法人敬仁会青森敬仁会病院	社会福祉法人敬仁会青森敬仁会病院	青森県立あすなる療育福祉センター	一般社団法人慈恵会青森慈恵会病院	一般財団法人双仁会青森厚生病院	財団法人双仁会青森厚生病院	社団法人慈恵会青森慈恵会病院	一般社団法人青森精神医学研究所附属浅虫温泉病院	一般社団法人慈恵会青い森病院
大字扇町二丁目二の一	大字中別所字平山一六八	大字扇町二丁目二の一	大字新里字東里見四九	大字新里字東里見四九	大字久栗坂字山辺八九の一〇	大字久栗坂字山辺八九の一〇	大字石江字江渡一〇一	大字安田字近野一四六の一	大字新城字山田四八八の一	大字新城字山田四八八の一	大字安田字近野一四六の一	大字大谷字山ノ内一六の三	大字浅虫字内野二七の二
に	を	に	を	に	を	に	を	に	を	に	を	に	を

住宅型有料老人ホームシルバースター	有料老人ホームメゾン長楽	メゾン花月	メゾン花月	住宅型有料老人ホームあうらそよ風	住宅型有料老人ホームあうらそよ風	住宅型有料老人ホームあうらそよ風	一般財団法人仁和会三沢中央病院	財団法人仁和会三沢中央病院	一般財団法人済誠会十和田済誠会病院	財団法人済誠会十和田済誠会病院	一般財団法人双仁会黒石厚生病院	財団法人双仁会厚生病院
大字松原西一丁目六の一	大字銅屋町二の四	大字高杉字五反田二三一	大字高杉字五反田二三一	幸畑二丁目六の一〇	幸畑二丁目六の一〇	幸畑二丁目六の一〇	三沢市中央町三丁目一の一	三沢市中央町三丁目一の一	西二十三番町一の一	西二十三番町一の一	大字黒石字建石九の一	大字黒石字建石九の一
を	に	を	を	に	に	を	に	を	に	を	に	を

二の表中

青森県立あすなる療育福祉センター	障害者支援施設津麦園	障害者支援施設金浜療護園	津麦園	金浜療護園	ハピネス五戸	ハピネス	ロイヤルヴィラみちのくアネックス	ロイヤルヴィラみちのく	生きがいはウスたつみ	生きがいはウスたつみ	ちいんの郷ゆぐち	ケアポートバンドー弘前	住宅型有料老人ホームシルバースター
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大字石江字江渡一〇一	大字西田沢字浜田三七九	大字大別内字葛野一八〇	大字西田沢字浜田三七九	大字大別内字葛野一八〇	五戸町字姥堤三四の一	五戸町字姥堤三四の一	大字三本木字里ノ沢一四九の二、一八二、一五〇	大字三本木字里ノ沢一四八の五	東二十二番町八の四一	東二十二番町八の四一	大字湯口字一ノ細川八一の二五	大字石渡三丁目一の四三	大字松原西一丁目六の一
に、	を	に、	を	に、	を	に、	を	に、	を	に、	に、	に、	に、

青森県選挙管理委員会告示第十五号

平成二十六年五月十二日付け青森県選挙管理委員会告示第十二号で告示した青森県議会議員黒石市選挙区補欠選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項及び同法第二十三条第一項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

平成二十六年五月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十六年六月十二日
- 二 登録を行う日 平成二十六年六月二十二日
- 三 縦覧に供する期間 平成二十六年六月十三日

山郷館	山郷館	青森県立さわらび療育福祉センター	内湯療護園	障がい者支援施設内湯療護園
〃	〃	〃	〃	〃
大字百沢字東岩木山二六二八	大字百沢字東岩木山二六二八	大字中別所字平山一六八	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一九三三	北津軽郡中泊町大字深郷田字甘木一二〇の二
を	に、	を	を	に改める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭